

施策の概要

(1) 森林施業の促進

令和2年4月現在、県内的人工林面積(171千ha)のうち、88千haが施業放置状態となっています。下層植生が消失し土壌がむき出しどなっている特に深刻な施業放置林を整備することや、適正に管理されている森林においても、林業の不振・林業従事者の高齢化等により、今後、管理されない森林が増加することが懸念されることから、施業放置林とならないよう間伐等の保育を推進します。

また、針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹木と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、スギ・ヒノキ人工林を混交林に誘導しています。

加えて、皆伐後、再造林や天然更新されない造林未済地は、このまま放置されると崩壊等の災害を誘発する恐れがあります。そのため、皆伐後の確実な再造林を図ります。

目標

施業放置林の解消を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積	0ha	1,100 ha



①施業放置林の解消

手入れが遅れ、荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、間伐を進めることで森林の公益的機能を回復させるとともに、集落や道路等の近傍では、恒続林への誘導を図ります。また、適正に管理されているスギ・ヒノキ人工林が将来的に施業放置状態にならないよう、継続して管理する取り組みを支援します。

(事業例)

- 集落や道路等の近傍における恒続林化の促進(県森林環境税使途事業)
- 市町村による施業放置林整備の促進
- 森林経営管理法に基づく市町村による森林整備の促進
- 造林事業の促進(森林所有者・林業事業者実施)
- 保安林の計画的整備
- 目指すべき森林(恒続林、適正人工林、自然林、天然林)のゾーニング推進

①恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び伐採による継続的な木材生産により環境が維持される森林



②適正人工林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの



③自然林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの

④天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林



②混交林化(恒続林化・自然林化)の推進

スギ・ヒノキ人工林において、集落や道路等の近傍では恒続林への誘導を図ります。また、道路からの距離が遠い、地形が急峻等の林業経営の条件が悪い場所や標高が高くスギ・ヒノキ等の生育が悪い地域の森林では、自然林に誘導します。

(事業例)

- 恒続林化施業計画の作成・実施(県森林環境税使途事業)
- 県有林恒続林化モデル整備(県森林環境税使途事業)
- 県・市町村による自然林化の促進

③皆伐後再造林の促進

スギ・ヒノキ人工林の皆伐跡地は、森林の公益的機能が損なわれた状態となり、無立木の状態が長年続くと崩壊の発生リスクが高くなることから、計画的な再造林を促進します。

(事業例)

- 造林事業の促進(森林所有者・林業事業者実施)
- ニホンジカ等による食害防止対策への支援
- 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の周知・指導

(2) 森林法の適切な運用

森林の防災機能を強化するためには、計画的な森林整備や無秩序な開発の抑制などが必要です。森林法に規定される「伐採届(H30年度:主伐96.2ha 間伐821.3ha)」や「林地開発許可の申請」、「保安林での伐採に関する届出・申請」は、森林所有者や林業事業者などが行う伐採の計画・方法を管理する重要な手続きとなります。

このため、奈良県フォレスターを推進力に、県と市町村が連携して構築する新たな森林環境管理体制のもとで、伐採届等の内容を審査とともに、伐採や植栽等が計画どおりに進められているかを確認・指導するなど、森林法の適切な運用を図ります。

目標

伐採届(皆伐)等の審査・指導等を強化します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
伐採届(皆伐)等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	伐採届(皆伐)の現地調査実施の割合(転用・線下伐採を除く)	不明	100%

①森林計画制度等の運用

森林法に規定される伐採届を活用し、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林環境管理を推進します。また、無秩序な開発を抑制し、森林の有する公益的機能を維持するため、森林計画制度や林地開発許可制度に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

(事業例)

- 奈良県フォレスターによる伐採届等の審査・指導
- 地域森林計画の作成
- 森林経営計画の認定(実施主体:森林所有者、林業事業者等)
- 林地開発許可申請の審査・指導
- 関係部局や市町村等と連携した土地の改変に関する協働監視・情報共有

②保安林制度の運用

水源かん養、県土保全など森林の公益的機能を発揮させるため、保安林の指定や適切な管理に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

(事業例)

- 保安林の指定
- 保安林に関する各種届出・申請の審査・指導

(3) 災害予防・復旧

近年、地球温暖化が危惧される中、局地的豪雨が多発する傾向にあることから、山地災害が発生しやすい状況となっています。平成23年の紀伊半島大水害では山地災害が多数発生し、人家やライフラインに大きな被害を与え、その後も、豪雨を要因とする新たな山地災害や既存の被災箇所が拡大するなどの事態が発生しており、その対策が大きな課題となっています。

このような山地災害への対策については、集落や道路などのライフラインに近傍するなどの重要度・緊急度の高い箇所を優先し、治山事業による計画的な復旧を図ります。

目標

山地災害を早期に復旧します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
山地災害の早期復旧を評価する指標として活用	紀伊半島大水害以降に発生した主な山地災害（25箇所）の復旧箇所	13箇所	23箇所 ※未完了2箇所

①災害の予防

森林の公益的機能が低下した保安林において、間伐、治山施設等の整備を推進します。

（事業例）

- 機能の低下した保安林の計画的整備
- 山地災害を未然に防止するための治山施設整備

②災害の復旧

豪雨等により発生した山地災害を復旧するための施設整備に取り組みます。

（事業例）

- 山地災害を復旧するための治山施設整備

III 持続的に森林資源を供給する森林づくり

施策の方向

森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。

このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7	施策
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	9 %	16%	計画作成の促進
	森林経営計画等に基づく森林施業面積	3,768ha／年	6,800ha／年	
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	高性能林業機械等の導入台数	57 台 (H30)	80 台	生産基盤の強化
	林内路網密度	18.7m/ha	20.4m/ha	
	航空レーザ測量面積	126 km ²	2,020 km ²	
木材搬出促進を評価する指標として活用	大規模集約化団地数	15 件	24 件	木材搬出の促進
	木材生産量	16.1万m ³ ／年 (A材：9.4万 B材：2.2万 C材：4.5万) (H30)	20万m ³ ／年 (A材：11万 B材：2万 C材：7万)	
	素材生産の生産性	3.0 m ³ /人・日 (H30)	3.6 m ³ /人・日	

施策の概要

(1) 計画作成の促進

本県における森林所有形態は、小規模経営(5ha未満)の林家が87.5%を占めており、森林の所在する市町村の他に居住する不在村者の割合も高くなっています。このようなことから、森林所有者の特定ができない、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模な所有形態は、林業の基盤となる路網整備が遅れたり、伐採搬出作業が非効率となることから、集約化が必要です。

そのため、奈良県フォレスターと県の林業普及指導職員と市町村が連携して森林所有者の特定や境界の明確化を行ったうえで、集約化を推進し、森林所有者と林業事業者等のマッチングによる集約化施業団地の設定や森林所有者、森林組合、林業事業者等による森林経営計画の策定について支援します。また、森林経営計画等に基づいて計画的に森林施業を行う森林組合や林業事業者等への支援に取り組みます。

目標

森林経営計画の策定を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	9%	16%
	森林経営計画等に基づく森林施業面積	3,768ha／年	6,800ha／年

①森林境界明確化の促進

小規模所有森林を集約化するために、森林所有者の特定ができない、境界が不明確な森林について、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村が連携して、森林所有者の特定及び境界の明確化を促進します。

(事業例)

- 市町村による森林の境界明確化作業の促進
- 航空レーザ測量による森林資源情報の活用促進

②集約化設定及び森林経営計画の策定促進

計画的な森林施業を推進するため、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村が連携して小規模所有森林を集約化し、森林経営計画の策定を促進します。

(事業例)

- 森林所有者、林業事業者等による森林経営計画策定の促進
- 集約化候補地調査(県)による施業の促進(林業事業者等と森林所有者のマッチング等)

③計画的な集約化施業の促進

森林所有者、森林組合、林業事業者等が行う、森林経営計画等に基づいた計画的な森林施業を促進します。

(事業例)

- 森林経営計画等に基づく造林事業の促進(森林所有者、森林組合、林業事業者等実施)

(2) 生産基盤の強化

本県における林内路網密度(「公道等」、「林道」及び「作業道」の現況延長の合計を森林面積で除した数値。)は、全国平均25.5m/haに対し、18.7m/ha(R1)であり、林業機械の導入についても、人工林面積10,000ha当たりの導入機械台数は、全国平均8.8台に対して奈良県は3.2台(H29)となっています。

森林から安定的に木材を生産するため、森林経営計画や恒続林化施業計画等と連動させ、「林道の整備」、「奈良型作業道の整備」、「高性能林業機械等の導入」、「架線集材施設の設置」等の生産基盤の強化を図ります。

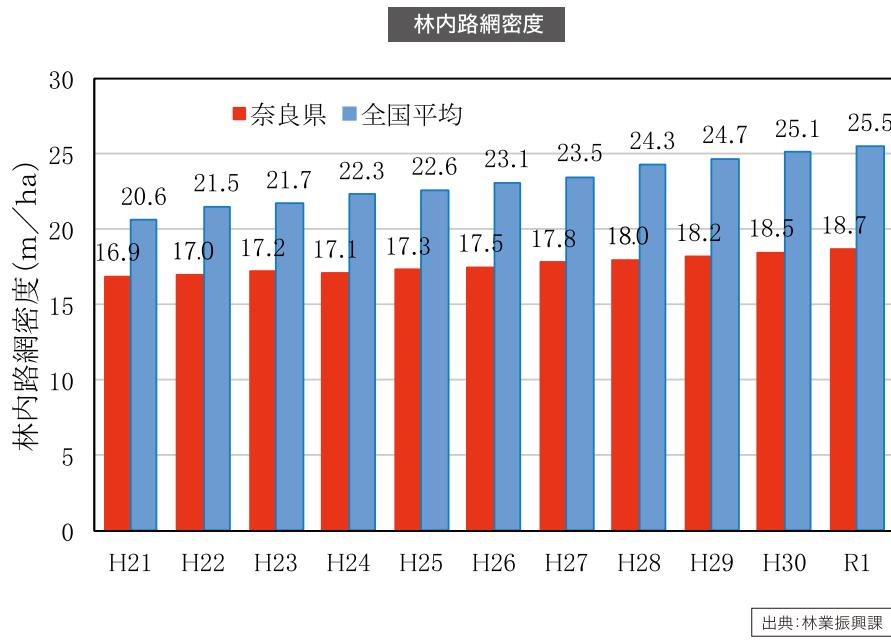
また、効率的な木材生産を行うため、航空レーザ測量による精度の高い森林資源情報・詳細な地形情報を整備し、その解析データを市町村に提供し活用を促進します。

目標

林内路網整備、高性能林業機械等の導入、
架線集材施設の設置などによる生産基盤の強化を図ります。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	高性能林業機械等の導入台数	57 台	80 台
	林内路網密度	18.7m/ha	20.4m/ha
	航空レーザ測量面積	126 km ²	2,020 km ²



①作業システムの効率化及び機械化の推進

大規模集約化団地における作業システムの効率化を図るため、森林組合、林業事業者等に対して「高性能林業機械等の導入」及び「架線集材施設の設置」を支援します。

(事業例)

- 大規模集約化団地における高性能林業機械等の導入支援(森林組合、林業事業者等)
- 大規模集約化団地における架線集材施設の設置支援(森林組合、林業事業者等)
- 奈良県林業機械化推進センターの運営

【高性能林業機械(例)】



ハーベスター



スイングヤーダ

②路網整備の推進

県・市町村等が整備・管理する林道を基軸にして、森林組合、林業事業者等が、集約化団地等において効率的な木材搬出を行うために実施する枝線の作業道(奈良型作業道)整備を促進します。

(事業例)

- 県・市町村による林道整備
- 森林組合、林業事業者等による奈良型作業道整備の促進

③森林資源情報等の整備・活用

路網整備、木材生産を効率的に促進するため、森林GIS等を活用して、航空レーザ測量により精度の高い森林資源・地形情報を計画的に整備し、活用を図ります。

(事業例)

- 航空レーザ測量による森林資源・地形情報のデータ化
- 市町村等との情報共有・活用

④県営林の森林整備の推進

出所者支援財団等との連携も視野に入れ、県営林の計画的な整備・管理を行います。

(事業例)

- 県営林の整備(保育、木材生産)
- 県有林恒続林化モデル整備(県森林環境税使途事業)
- 出所者支援財団等との連携による県営林の整備

⑤経営改善・合理化支援の制度融資

林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金の制度融資による支援を行います。

(事業例)

- 林業・木材産業改善資金による融資
- 木材産業等高度化推進資金による融資

⑥森林資源を活用した山村地域の活性化

県産材(加工品を含む)及び地域の特用林産(きのこ、山菜等)などを地域資源として発掘し、販売促進を図ることにより、山村地域の活性化を図ります。

(事業例)

- 山村振興計画(市町村)の策定・見直しによる地域活性化の促進

(3) 木材搬出の促進

新たな森林環境管理制度の推進に合わせ、奈良県フォレスター、市町村、森林組合、出所者支援財団等の連携を強化し、施業地からの木材搬出(A材・B材・C材)を促進します。

恒続林や自然林への誘導により発生する木材(未利用材含む)の搬出についても積極的に取り組みます。

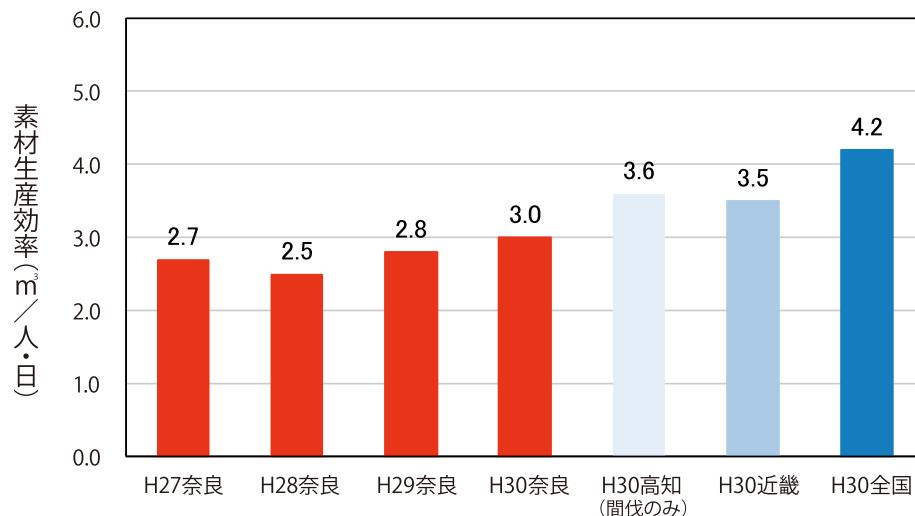
目標

施業地からの計画的な木材搬出(A材・B材・C材)を促進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R1	目標値 R7
木材搬出促進を評価する指標として活用	大規模集約化団地数	15 件	24 件
	木材生産量 (A材:9.4万、B材:2.2万、C材:4.5万) (H30)	16.1万m ³ /年	20万m ³ /年 (A材:11万、B材:2万、C材:7万)
	素材生産の生産性 (H30)	3.0 m ³ /人・日	3.6 m ³ /人・日

素材生産効率



出典:林業振興課